# ひとりで悩まず、 まずはお電話ください。

# 紙屋町法律相談センター

予約電話 082-225-1600 予約受付時間 9時30分~16時 毎日10時10分~16時25分 相談時間 ※夜間相談 毎週水曜日 17時30分~19時30分 場所 広島市のそごうデパート新館6階(広島市中区基町6番27号)

40分 6,600円(消費税込) 相談料

# 法律相談センター福山

084-973-5900(受付専用) **予約受付時間** 9時30分~15時(土曜·日曜·祝日を除く) 予約電話

交通事故相談 毎週水·金曜日(祝日除く) 10時~16時 相談時間 交通事故以外の相談 毎週月~金曜日(祝日除く) 13時~15時

場所 広島弁護士会福山地区会館(福山市三吉町1丁目6番1号)

相談料 30分 5,500円(消費税込)

# 呉法律相談センター

0120-969-214(受付専用) 予約受付時間 9時30分~16時 予約電話

相談時間 毎週土曜日 10時~12時 場所 呉市中央2丁目1-29

30分 5,500円(消費税込) 相談料

# ひがし広島法律相談センター

予約電話 082-421-0021(受付専用) 予約受付時間 9時30分~16時 毎週水曜日 13時~16時(水曜日が休館日の場合は翌日) 相談時間

場所 東広島市民文化センター研修室3(東広島市西条西本町28-6サンスクエア東広島2階)

相談料 30分 5,500円(消費稅込)

# 北部巡回法律相談センター

予約電話 0120-969-214(受付専用) 予約受付時間 9時30分~16時

相談時間 毎週金曜日 13時~16時

広島弁護士会のHPよりご確認いただけます。

場所

広島弁護士会 → 弁護士に相談する →

広島北部巡回の 日程表をご覧ください

なお、相談場所・担当弁護士は変更する可能性がありますので、

詳しくは予約電話の際にご案内致します。

相談料 無料

# HOME ALSO( みまもりサポート

基本サービスは、3つの大きな安心



あんしんポイントの 相談できる 相談ボタンを押すだけで24時間いつでも ALSOKヘルスケアセンターとつながります! 【主な相談サービス】

健康・介護に関するご相談について医療機関・介護施設の情報について介護福祉間道施設への取り次ぎ ●疾病予防・健康管理に関する施設紹介

予め、持病やかかりつけの病院などの情報をご登録 いただき、救急率による接送が必要になった場合、 駆けつけた救急隊員への引き継ぎに役立てます。

# HOME ALSON 341= (4-EX

**数急情報登録** 

# 月1回の基本サービス

400円(税別)



見回りサービス お客様が気になる場所を重点に、住宅設備の 破損やゴミの不法投棄がされていないかを確認。 状況をEメールにて報告します。

投函物整頓サービス 郵便受けの投函物を確認の上、お客様との契約 に基づき、廃棄または指定された住所へ送付します。

報告書の作成

-般契約の場合 月額4, 000円(税別) ホームセキュリティご契約先の場合 月額 2, 000円(税別)





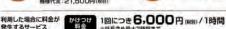




お客様









月2.000円

ALSOKならではの「見まもり」「かけ

ALSO 広島綜合警備保障株式会社 🗺: 0120-889-1

# ditors

広島弁護士会広報誌 つるてんびん 発行:広島弁護士会 広島県広島市中区上八丁堀 2-73 広島弁護士会館 TEL 082-228-0230

https://www.hiroben.or.jp/ 企画制作 広島弁護士会広報室 創刊号が大変な好評を博し、おかげさまで第2号を 刊行することができました。

本号では、巻頭インタビューにて、前号の横山雄二 様に引き続き、森﨑浩司様をお迎えし、また、多くの 方が足をお運びくださった開催イベントの活動報 告、そして、前号から続く人気コーナーなどあり、盛り だくさんの一冊となっております。さらに、本号から は、よりコアな弁護士の日常をご紹介するという観 点を加え、弁護士の趣味シリーズやかばんシリーズ など、新しいコーナーを設けております。いずれの 記事もとても熱く興味深い内容になっていると思 います。お楽しみいただけましたら幸いです。

最後になりましたが、本号も皆様のおかげで完成ま で辿り着くことができました。ご尽力くださった全て の皆様に深く感謝を申し上げます。

つるてんびん編集長 青山慶子

今日も、未来も、全力で。

総合金融サービスグループとして、 くらしの夢を、地域の夢を、全力で応援します。







# "街のフレンドリーバンク"

私たちは、

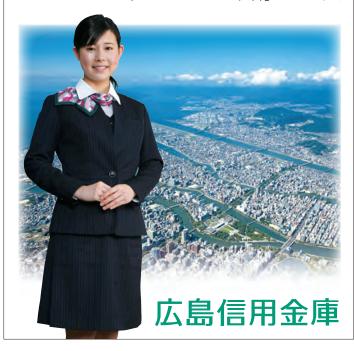
大阪市北区天神橋2丁目北2-6

大和南森町ビル TEL.06-6135-4050 / FAX.06-6135-4059

http://www.skattsei.co.jp

地域の皆さまとの

パートナーシップを大切にします。



変革の時代を超えて豊かな未来を創る… 「未来社会創造企業」



総合建設コンサルタント 復建調査設計株式会社 FUKKEN CO.,LTD.

> 〒732-0052 広島市東区光町2-10-11 TEL 082-506-1811 FAX 082-506-1890 URL http://www.fukken.co.jp/



# メディオンズ < Medion's > 広島生活習慣病・ がん健診センター

- ●生活習慣病一般健診(協会健保)●人間ドック
- ●脳ドック ●定期健診 ●特定健診
- ●巡回企業健診●産業医●婦人科健診

(乳がん・子宮がん)

# 東広島記念病院

東広島市西条町吉行 2214 (西条インターすぐ) P 無料

TEL 082-423-6662

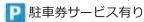


# 幟 町

広島マツダビル4・5階

# 女性専用エリア

広島市中区幟町 13-4(銀山町電停より徒歩1分)



TEL 082-224-6661



# 大 野

広島県廿日市市大野早時 3406-5 (JR 前空駅より徒歩3分) P 無料

TEL 0829-56-5505



(1) 医療法人社団ヤマナ会

http://www.hmh.or.ip



資料請求・ご相談・お問い合わせはお気軽に今すぐこちらへ!

03-3581-3739

日本弁護士国民年金基金

http://www.bknk.or.jp

# 好評!既刊

内田 貴=門口正人/編集代表 ①468頁 5700円/②448頁 5500円/③432頁 5300円

新 刊 最

# 大谷美紀子/編 ●平成30年人事訴訟法等改正, 相談・受任から離婚後の諸手続まで 令和元年ハーグ条約実施法等改正に対応! 250頁 300

# 小野昌延先生追悼論文集 例評釈大系

●平成17年以降の知的財産法関連の最高裁及び知財高裁大合議の「判例評釈」 全35編を収録!

576頁 9000円

# 小野昌延先生追悼論文集刊行事務局/編

●公証人・裁判官経験者が文例と実務を平易に解説

得の手引「改訂版

348頁 4200円

416頁 5000円 東京都文京区本郷6-4-7 TEL. 03-3815-5897 FAX. 03-3814-1316

www.seirin.co.jpまで! 呈 (価格は税抜) 最新情報は 図書目録進呈

# 定から訴訟までと

平田 厚/著

最新の裁判例をもとにした多彩な事例を掲げて事故の実態を検証

312頁 3800円

〒113-0033

東京弁護士会法友会/編

)所有者不明土地取得の分かりやすい手引!

|後遺障害の損害賠償実務に携わるすべての実務家の『必携書』!

小松初男・小林 覚・西本邦男/編

講座 「契約法における理論と実務の架橋」となる講座【各論 58 項目】刊行! 現代 1:2:3 328頁 3600円

青林書院

弁護士協同組合 組合加入者募集



- ・特約店よりの商品の割引制度
- ▶福利厚生の充実(生命保険・年金保険・ノ
- 銀行融資の斡旋

などの充実した事業内容です。





みなさまの 広島弁護士協同組合



新しい事業を 立ち上げたい こんな契約書で

先代から事業を 引き継ぎたい 社員間のトラブル どう解決すべき? やっかいなクレーム どう対応すべき?

# 弁護士が社長の 正しい判断を手助けします。

- ✓ 気軽に …… 弁護士に"つて"のない方でも気軽に相談できます。
- ✓ 安心して……日本弁護士連合会、弁護士会が提供する公式サービスです。
- ✓ 解決まで…… 弁護士だからこそ、最終的な解決につなげることができます。



# 面談までの流れ〈初回30分無料 ※一部地域を除く〉

WEBで予約 オンライン <u>申込み</u>

ひまわりほっとダイヤル





面談の予約 担当の弁護士が 日程の連絡をいたします ご相談 弁護士の事務所等で ご相談ください。

お電話からでも ご予約できます



申込みページへ進み、基本情報等を入力してください。

受付時間 平日 10:00~12:00 / 13:00~16:00

※電話相談サービスではありません

※通話料がかかります。※一部のIP電話からは繋がりません。※お近くの弁護士会に繋がります。 ※一部の地域では初回面談30分の相談料が有料となっております。(原則30分5,000円+消費税) ※30分経過以降および2回目以降の相談料は、相談担当弁護士におたずねください。 ※弁護士の指定はできません。